

# オープンカウンター公告

令和7年1月7日

明石市長 丸谷 聡子  
(公印省略 財務室契約担当)

物 品 名	形 質	数 量	備 考
令和7年度 就学援助世帯票兼認定申請書・保護者へのお知らせ	仕様書のとおり		
仕様書のとおり			

1	案件番号	0107-403
2	見積書提出期限	<b>令和7年1月21日</b> <b>午後2時00分 まで</b>
※一度提出された見積書は、書き換え、引き換え又は撤回等することはできませんのでご注意ください。		
3	見積書提出場所	明石市財務室契約担当
4	納 入 場 所	教育企画室総務担当 及び 市内各小中学校 41校
5	納 入 期 限	令和7年3月31日
6	参加要件 (①②のいずれも満たす者)	①市内業者、準市内業者 ②明石市競争入札等参加資格者名簿(物品・サービス部門)の物品の製造売上の部に契約の種類が <u>印刷写真</u> で登録されており、かつ、業種区分が <u>一般印刷</u> で登録されていること。
7	契約保証金	免除
8	消費税の取扱	落札金額に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とします。見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
9	同等品の取扱	仕様書で同等品による見積りを可能としている場合に、 <u>見積書提出前の指定日時までに担当課で同等品の承認を得ていない見積者の見積りは無効となります。また、見積ったメーカー・型番を見積書の備考欄に必ず記載してください。</u>
10	質問期限	仕様書に対する質問がある場合は <u>明石市財務室契約担当宛に令和7年1月14日(火)午後1時まで</u> にメールまたはFAXで指定様式にて提出してください。(期限を過ぎての質問は受付できませんのでご注意ください)。
11	質問に対する回答	<u>令和7年1月15日(水)午後1時(予定)</u> に明石市ホームページ入札コーナーに掲載します。回答を確認のうえ見積書を提出してください。
12	その他	明石市オープンカウンター方式実施試行要領、明石市契約規則ほか関係法規を確認のうえ見積書を提出してください。







1. 申請書は2枚複写ですので、黒のボールペン(消せるボールペン使用不可)で、強めに記入してください。
2. 世帯の状況の欄には、申請されるお子さんを含めて、世帯全員について記入してください。

《記入例》

就学援助世帯票兼認

生活保護受給世帯で、教育扶助受給の場合は「有」に、それ以外の世帯は「無」に○印をつけてください。

CD				生活保護受給の有無		有	<input checked="" type="radio"/> 無
申請する児童生徒				*生活保護世帯は小6・中3のみ記入			
小学校名		△△小学校		中学校名		□□中学校	
学年・組		児童の名前		学年・組		生徒の名前	
5年 2組		明石 次郎		1年 7組		明石 太郎	
2年 1組		明石 京子		年 組			
年 組				年 組			
世帯の状況 (児童生徒も記入)							
	家族の名前	続柄	生年月日	収入	職業・学校等	家庭状況	
1	明石 一郎	世帯主	○・○・○	有・無	(株)A B C D	<p>今年の2月○日に明石花子が退職し、世帯の収入が大きく減りました。</p>	
2	明石 花子	妻	○・○・○	有・無	無職(雇用保険00万円)		
3	明石 太郎	子	○・○・○	有・無	□□中学校1年		
4	明石 次郎	子	○・○・○	有・無	△△小学校5年		
5	明石 京子	子	○・○・○	有・無	△△小学校2年		
6	明石 いち	母	○・○・○	有・無	無職(年金)		
7			・	有・無		<p>下記「理由欄」で該当の番号を記入してください。</p>	
8			・	有・無			
<p>上記の家庭状況にあり、下記の理由欄の <input checked="" type="checkbox"/> に該当しますので、下記の同意項目に同意した上で、就学援助を申請します。なお、就学援助費の受領及び執行については、在籍する学校長に委任します。</p> <p>&lt;同意項目&gt; ①就学援助の認定のため、保護者及び生計を共にしている世帯員について、明石市が保有する住民基本台帳情報及び所得に関する情報を利用すること。</p> <p>②学校諸費に未納がある場合、支給される就学援助費を学校諸費に充当すること。</p>							
明石市教育委員会様				保護者住所 明石市中崎1丁目5番1号			
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				(自署)			
				氏名 明石 一郎			
				電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			

理由欄 (\*該当する番号を上記  に、ご記入ください。)

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1 生活保護を受けている。       | 5 前年中の世帯の収入が基準額以下である。                     |
| 2 生活保護が停止または廃止になった。 | 6 1～5のいずれにも該当しないが、経済的理由によって就学が困難となる事情がある。 |
| 3 市民税が非課税となっている。    |   |
| 4 児童扶養手当の支給を受けている。  |   |

## 就学援助世帯票兼認定申請書

C D				生活保護受給の有無		有 ・ 無	
申請する児童生徒						*生活保護世帯は小6・中3のみ記入	
小学校名		小学校		中学校名		中学校	
学年・組		児童の名前		学年・組		生徒の名前	
年 組				年 組			
年 組				年 組			
年 組				年 組			
世帯の状況（児童生徒も記入）							
	家族の名前	続柄	生年月日	収入	職業・学校等	家庭状況	
1		世帯主	・ ・	有・無		.....	
2			・ ・	有・無		.....	
3			・ ・	有・無		.....	
4			・ ・	有・無		.....	
5			・ ・	有・無		.....	
6			・ ・	有・無		.....	
7			・ ・	有・無		.....	
8			・ ・	有・無		.....	
<p>上記の家庭状況にあり、下記の理由欄の <input type="checkbox"/> に該当しますので、下記の同意項目に同意した上で、就学援助を申請します。なお、就学援助費の受領及び執行については、在籍する学校長に委任します。</p> <p>&lt;同意項目&gt; ①就学援助の認定のため、保護者及び生計を共にしている世帯員について、明石市が保有する住民基本台帳情報及び所得に関する情報を利用すること。 ②学校諸費に未納がある場合、支給される就学援助費を学校諸費に充当すること。</p> <p>明石市教育委員会様</p> <p>保護者住所 _____ _____ (自署) _____ 氏名 _____ 電話番号 _____</p> <p>年 月 日</p>							
理由欄（*該当する番号を上記 <input type="checkbox"/> に、ご記入ください。）							
1 生活保護を受けている。 2 生活保護が停止又は廃止になった。 3 市民税が非課税となっている。 4 児童扶養手当の支給を受けている。				5 前年中の世帯の収入が基準額以下である。 6 1～5のいずれにも該当しないが、経済的理由によって就学が困難となる事情がある。			
上記の者について、就学援助の必要があるので報告します。 明石市教育委員会様 年 月 日 明石市立 学校長						教育委員会認定 就学援助を認定 { します。 { しません。 年 月 日 明石市教育委員会	

- 太線の枠内をご記入ください。記入に当たっては、就学援助についてのお知らせをよくご覧ください。
- 保護者及び生計を共にしている世帯員について、所得に関する情報を明石市が確認できない場合、就学援助を不認定とすることがあります。

# 就学援助世帯票兼認定申請書（確認用・学校控）

CD											生活保護受給の有無	有・無
申請する児童生徒											*生活保護世帯は小6・中3のみ記入	
小学校名		小学校				中学校名		中学校				
学年・組		児童の名前				学年・組		生徒の名前				
年 組						年 組						
年 組						年 組						
年 組						年 組						
世帯の状況（児童生徒も記入）												
	家族の名前	続柄	生年月日	収入	職業・学校等	家庭状況						
1		世帯主	・ ・	有・無		..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....						
2			・ ・	有・無								
3			・ ・	有・無								
4			・ ・	有・無								
5			・ ・	有・無								
6			・ ・	有・無								
7			・ ・	有・無								
8			・ ・	有・無								
上記の家庭状況にあり、下記の理由欄の <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> に該当しますので、下記の同意項目に同意した上で、就学援助を申請します。なお、就学援助費の受領及び執行については、在籍する学校長に委任します。												
<同意項目> ①就学援助の認定のため、保護者及び生計を共にしている世帯員について、明石市が保有する住民基本台帳情報及び所得に関する情報を利用すること。 ②学校諸費に未納がある場合、支給される就学援助費を学校諸費に充当すること。												
明石市教育委員会様 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">                     年 月 日                 </div> <div style="text-align: center;">                     保護者住所 _____                      (自署) _____                      氏名 _____                      電話番号 _____                 </div> </div>												
理由欄（*該当する番号を上記 <input style="width: 30px; height: 15px;" type="text"/> に、ご記入ください。）												
1 生活保護を受けている。 2 生活保護が停止又は廃止になった。 3 市民税が非課税となっている。 4 児童扶養手当の支給を受けている。					5 前年中の世帯の収入が基準額以下である。 6 1～5のいずれにも該当しないが、経済的理由によって就学が困難となる事情がある。							

年 月 日提出

# 令和7年度 (2025年度) 就学援助についてのお知らせ

※毎年の申請が必要です。

明石市では、お子さまが安心して楽しく勉強できるよう、経済的な理由によって就学させることが困難な保護者に、学用品費や給食費等にかかる費用の一部を援助しています。

以下の【要件1・2】に該当し、援助を希望する人は申請をしてください。

## 1 援助の対象者・必要な添付書類

次の【要件1・2】の両方に該当し、お子さまが明石市立小・中学校に就学中の世帯

### 【要件1】

- ① 世帯のうち令和7年4月1日現在16歳以上の人全員が所得を申告している（所得0円の人を含む）  
または、税法上の被扶養者になっていること
- ② 就学援助認定のため明石市保有の住民基本台帳・所得に関する情報を利用すること、及び学校諸費に未納がある場合に、支給される就学援助費を充当することに同意し、申請書へ署名すること

### 【要件2】

以下のいずれか1項目に該当し、該当する項目に必要な添付書類を、申請書に添えて提出すること

下記の①～⑥のいずれかに該当する人	必要な添付書類	
① 生活保護を受けている ※ 小学校6年・中学校3年のみ申請してください 小学校1～5年、中学校1～2年で教育扶助受給者は対象外	◇なし	
② 生活保護が停止または廃止になった ※ 令和6年4月1日以降に停止または廃止された場合のみ ※ 再婚による廃止等で、世帯の所得が次ページの所得基準額を超える場合は対象になりません	◇生活保護受給証明（原本） 〔福祉事務所 発行〕※ 停止日または廃止日が記載されているもの	
③ 世帯全員の市民税が非課税である ※ 資産の譲渡等に伴う損失による非課税は対象になりません	令和7年1月1日に明石市在住	◇なし
	令和7年1月2日以降明石市に転入	◇令和7年度所得・課税証明書 ※ 令和7年1月1日現在の居住地の市区町村役場から取り寄せて添付してください
	海外居住を理由とする非課税世帯	◇前年中の所得を証明する書類 ※ 在職する企業等から、前年中の所得を証明する書類の発行を受けて、添付してください ※ 所得基準額以下の世帯のみが認定されます
④ ひとり親世帯等で児童扶養手当の支給を受けている	◇児童扶養手当証書の写し 〔児童福祉課 発行〕※ 就学援助の申請時に有効期限内のもの 受給者氏名・手当月額・支給開始年月・有効期限の記載がある部分の写し	
⑤ 令和6年1月～令和6年12月の世帯の所得金額が所得基準額以下である ※ 所得基準額は次ページの「2 所得基準額」をご覧ください	令和7年1月1日に明石市在住	◇なし
	令和7年1月2日以降明石市に転入	◇令和7年度所得・課税証明書 ※ 令和7年1月1日現在の居住地の市区町村役場から取り寄せて添付してください
⑥ 上記のいずれにも該当しないが、経済的な理由で就学が困難となる事情がある ※ 生計維持者の失業や死亡等により世帯収入が激減した場合等（状況に応じた審査をします） ※ 住宅ローン、教育ローン、耐久消費財の購入等の財産を形成する債務や、遊興費などのための債務は対象外 ※ 必ずしも認定されるわけではありません	◇就学困難となる事実が証明できる書類  （例）生計維持者の失業：雇用保険受給者証の写し 世帯収入が激減した：激減前後それぞれ3か月程度の給与明細の写し 傷病で多額の医療費がかかる：医師の診断書と医療費の領収書の写し ※ 令和7年1月2日以降に明石市に転入した人は、令和7年度所得・課税証明書を添付してください	



## 2 所得基準額

家族全員の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
所得基準額 (世帯の所得金額の合計)	2,004,000円	2,391,200円	2,788,000円	3,101,600円	3,485,600円	1人増すごとに 384,000円加算
給与収入の目安額 世帯収入が給与収入1人の場合	(3,123,999)	(3,667,999)	(4,163,999)	(4,555,999)	(5,035,999)	

所得金額とは、給与収入のみの人は「給与所得控除後」の金額、自営業の人は売上から必要経費を控除した額（確定申告書の「所得金額合計」欄）です。

資産の譲渡等に伴う損失がある場合は、損失控除前の所得と上記の基準額との比較によります。

世帯内に所得のある人が複数いる場合は、それぞれの所得を合算して就学援助の可否を決定します。

給与所得・公的年金所得のいずれかがある人は、所得金額から10万円（当該額が10万円に満たない場合はその額）を差し引いた金額を、審査の対象の所得金額とします。

◇【要件2】③⑤⑥の項目を理由に申請した場合、所得の申告をしていないと、所得情報が確認できないため、就学援助の審査ができません。早急に所得の申告をしてください。令和7年4月1日現在16歳以上で所得0円の人や、被扶養者でパート収入等がある人も、申告が必要です。

<申告先> ① 市民税課 TEL: 078-918-5013 ③ 魚住市民センター TEL: 078-918-5630  
② 大久保市民センター TEL: 078-918-5620 ④ 二見市民センター TEL: 078-918-5640

※あかし総合窓口・サービスコーナーでは申告できません。

所得の状況によっては、上記の申告先で申告できない場合があります。

申告方法については①市民税課にお問い合わせください。

## 3 申請方法

※書類の添付漏れや不備にご注意ください。結果通知が遅れたり認定できないことがあります。

援助が必要な方のみ毎年申請してください。入学準備費の認定を受けた人も申請が必要です。

①又は②のどちらかで申請してください。（①②両方に申請があった場合は受付日の早いものを優先します。）

◇審査結果 ①②いずれの方法で申請しても、審査の結果は学校を通じてお知らせします。

### ① 紙申請

◇申請書の配布

お子さまが通っている学校

※ご希望の場合は学校にその旨を伝えてください。

◇提出書類

(1) 就学援助世帯票兼認定申請書

(2) 必要な添付書類 (P. 1【要件2】参照)

受付期間内に用意できない場合は、(1)のみを

受付期間内に提出し、(2)は後日提出してください。

◇提出先

お子さまが通っている学校

(小、中学校の両方に兄弟姉妹がいる場合は  
中学校へのみ提出)

又は

明石市教育委員会事務局 教育企画室総務担当

(明石市役所分庁舎4階・郵送可)

◇受付期間

令和7年4月15日(火)～令和7年6月13日(金)必着

### ② 電子申請

◇受付

(インターネット・スマートフォンから)

URL: <https://logoform.jp/form/eHmi/757987>

※上記URLまたは二次元コードからアクセス  
し申請してください。

◇受付期間

令和7年4月15日(火)

～

令和7年6月15日(日)



◇受付期間以降も随時申請できます

6月16日以降に申請された場合は、毎月15日までの申請は当月分から、16日以降は翌月分からの月割り支給となります。

新入学学用品費・通学用品費は支給できません。  
修学旅行費や校外活動費等は実施日によって支給  
できないことがあります。

## 4 <参考> 援助費の金額 (令和6年度・年額)

金額は令和6年度の年額です。国の単価(要保護の就学援助)が改定された場合は変更します。

援助の種類	生活保護を受給していない						生活保護を受給している			
	小学校			中学校			小学校		中学校	
	1年	2-5年	6年	1年	2年	3年	1-5年	6年	1-2年	3年
学用品費 通学用品費	11,630円	13,900円		22,730円	25,000円		-		-	
新入学学用品費 通学用品費	※1 57,060円	-		※1 63,000円	-		-		-	
校外活動費	※2 《宿泊なし》1,600円/年 《宿泊あり》3,690円/年			※2 《宿泊なし》2,310円/年 《宿泊あり》6,210円/年			-		-	
修学旅行費	-		※3 実費	-		※3 実費	-	※3 実費	-	※3 実費
体育実技用具	-			※4 柔道着又は竹刀の 購入費の実費			-		-	
通学費	※5 実費			※5 実費			-		-	
卒業アルバム代	-		11,000円 まで	-		8,800円 まで	-		-	
給食費	学校給食費の実費			同左			-		-	
医療費	※6 学校の健康診断で治療勧告を 受けた学校病の医療券を発行			※6 同左			※6 同左		※6 同左	

※1 新入学学用品費・通学用品費は入学前に入学準備費を受給していない人で、4月分から認定された人が対象です。前年度に明石市に転入し、前市で入学準備費を受給している場合は支給できません。

※2 校外活動費は学校行事として参加した場合、交通費・見学科・宿泊費に対して支給します。

※3 修学旅行費は小学校、中学校でそれぞれ1回限り支給します。

※4 体育実技用具費は授業で実施する最初の学年で一括購入したもの(レンタルは除く)が対象です。

※5 通学費は、小学生は自宅から4km以上、中学生は自宅から6km以上に限り、学校で認められて購入した通学定期代が対象です。

※6 医療費は学校検診で治療の指示を受けた以下の学校病のみが対象となりますので、お申し出ください。

ただし、保険診療対象の治療に限ります。(こども医療受給者は申し出不要です。)

対象：トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病

※7 行事不参加によるキャンセル料は援助の対象外です。

## 5 援助費の支給方法や注意事項

### ◇支給方法

就学援助費はお子さまが通っている学校の学校長を通じて支給します。

※ 認定後の具体的な支給日はお子さまが通っている学校によって異なります。

※ 学校諸費に未納がある場合は、就学援助申請時に「支給される就学援助費を学校諸費に充当する」旨の同意をいただきますので、学校諸費の未納額(または未納額の一部)へ充当します。

### ◇返金

① 年度途中で家庭状況が変わり、要件に該当しなくなった場合は再度審査します。

不認定となった場合には援助費を返金していただきます。

② 年度途中で他市の学校等に転学する場合、学用品費・通学用品費は月割りで再計算し、転出以降の援助費を返金していただきます。

※ 明石市立小・中学校間での転学の場合、返金は不要です。

## 6 よくある質問

### ◇申請方法等

- ① 昨年度、認定されていましたが、今年も援助が必要ですが、申請は必要ですか。  
⇒自動継続はできません。今年も申請してください。入学準備費の認定を受けた人も申請してください。
- ② 添付書類を受付期間内に用意できません。  
⇒申請書だけ受付期間内に提出し、添付書類は取得後、速やかに提出してください。
- ③ 児童扶養手当証書を紛失しました。  
⇒再発行は、市のこども局子育て支援室児童福祉課（TEL：078-918-5027）へお問い合わせください。
- ④ 紙申請で申請書を記入するときに、間違えて記入しました。  
⇒間違えた部分を二重線で消して、訂正してください。
- ⑤ 失業や転職はしていないが、昨年より収入が大幅に減りました。P. 1【要件2】の①～⑤に該当しなくても認定されますか。  
⇒今年の所得額が基準額を下回る見込みがある場合は認定できる可能性があります。  
申請書に家庭状況を記入し、収入が減ったことがわかる書類を必ず添付してください。  
収入が減ったことがわかる書類の例：減収前、減収後それぞれ3か月分の給与明細
- ⑥ 昨年、離婚（又は再婚）しました。世帯人数に離婚（又は再婚）した配偶者は含まれますか。  
⇒現在の世帯で、審査します。例えば両親と子2人の世帯が離婚し、現在はひとり親と子2人の世帯である場合、ひとり親と子2人の名前を記入してください。再婚した場合は、再婚相手も含めて記入してください。
- ⑦ 配偶者が市外で単身赴任中です。世帯人数に配偶者は含まれますか。  
⇒単身赴任で市外に居住している配偶者も審査の対象となります。  
配偶者の昨年中の所得が明石市で確認できない場合は、所得・課税証明書が必要です。

### ◇認定結果

- ① 4月に申請しました。認定結果はいつわかりますか。  
⇒受付期間終了後、認定作業を行います。申請内容に不備等がない場合は、7月中旬頃に学校を通じて結果を送付します。所得の申告がない場合は、6月中旬以降に不備があることをお知らせします。

### ◇支給内容

- ① 認定通知が届きましたが、支払日はいつですか。  
⇒お子さまが通っている学校によって、具体的な支払日は異なります。
- ② 就学援助費はP. 3の表の金額が毎月もらえますか。  
⇒P. 3の援助の金額は年額です。支給される援助の種類は、学年や行事実施状況等により異なります。
- ③ 認定されたのに学校からの引き落としがありません。どうしてですか。  
⇒就学援助に認定されることで、学校からの引き落としがなくなる費用は、給食費だけです。  
学用品費・通学用品費は認定後、その他の援助費は学校からの報告に基づき支給します。  
援助費と学校諸費の請求内容の全てが一致するものではありませんので、給食費以外は通常どおり保護者様の口座から引き落としされます。引き落とし額の内訳は、お子さまが通っている学校によって異なります。
- ④ 5月実施の修学旅行に参加しましたが、いつ返金されますか。  
⇒認定後、行事の実績をもとに支給するため、支払いは2学期以降となります。
- ⑤ 給食費は認定されたらどうなりますか。  
⇒7月中旬に認定結果が届くまでは給食費を支払ってください。  
認定後、保護者様の口座から引き落としはされません。それまでに支払った分は後日学校を通じて返金します。  
返金時期はお子さまが通っている学校によって異なります。

#### ◇お問い合わせ先

お子さまが通っている学校

または

明石市教育委員会事務局 教育企画室総務担当

TEL：078-918-5054

令和7年度 就学援助お知らせ及び申請書 送付数量

学校名	R7 就援申請書 (25セット/冊)	R7 保護者のみなさまへ (枚)	郵便番号	住所
明石小学校	1	560	673-0878	明石市山下町12-21
松が丘小学校	2	370	673-0862	明石市松が丘3丁目1-1
朝霧小学校	2	890	673-0860	明石市朝霧東町1丁目1-40
人丸小学校	2	1,020	673-0876	明石市東人丸町26-29
中崎小学校	2	410	673-0883	明石市中崎1丁目4-1
大観小学校	1	290	673-0891	明石市大明石町2丁目8-30
王子小学校	2	470	673-0022	明石市王子1丁目1-1
林小学校	2	540	673-0033	明石市林崎町1丁目8-10
鳥羽小学校	2	690	673-0018	明石市西明石北町2丁目2-1
和坂小学校	1	400	673-0012	明石市和坂2丁目12-1
沢池小学校	2	1,050	673-0001	明石市明南町3丁目3-1
藤江小学校	2	940	673-0044	明石市藤江235
花園小学校	1	450	673-0041	明石市西明石南町1丁目1-10
貴崎小学校	2	230	673-0037	明石市貴崎5丁目5-52
大久保小学校	2	1,240	674-0067	明石市大久保町大久保町430
大久保南小学校	2	900	674-0068	明石市大久保町ゆりのき通3丁目1
高丘東小学校	2	360	674-0057	明石市大久保町高丘3丁目2
高丘西小学校	2	480	674-0057	明石市大久保町高丘7丁目23
山手小学校	2	1,210	674-0051	明石市大久保町大窪1600
谷八木小学校	2	700	674-0062	明石市大久保町谷八木878
江井島小学校	2	800	674-0065	明石市大久保町西島252
魚住小学校	2	750	674-0074	明石市魚住町清水570
清水小学校	3	690	674-0074	明石市魚住町清水1752-2
錦が丘小学校	1	390	674-0081	明石市魚住町錦が丘1丁目17-5
錦浦小学校	3	810	674-0084	明石市魚住町西岡1349
二見小学校	2	390	674-0092	明石市二見町東二見454
二見北小学校	2	640	674-0091	明石市二見町福里274
二見西小学校	2	660	674-0094	明石市二見町西二見383-34
錦城中学校	1	240	673-0846	明石市上ノ丸3丁目1-11
朝霧中学校	3	580	673-0867	明石市大蔵谷奥4-1
大蔵中学校	2	640	673-0856	明石市西朝霧丘4-7
衣川中学校	3	540	673-0024	明石市南王子町7-1
野々池中学校	3	830	673-0008	明石市沢野1丁目3-1
望海中学校	3	800	673-0041	明石市西明石南町1丁目1-33
大久保中学校	3	940	674-0067	明石市大久保町大久保町200
大久保北中学校	4	970	674-0051	明石市大久保町大窪2030
高丘中学校	3	370	674-0057	明石市大久保町高丘5丁目14
江井島中学校	2	390	674-0065	明石市大久保町西島680-5
魚住中学校	5	790	674-0074	明石市魚住町清水364
魚住東中学校	5	550	674-0071	明石市魚住町金ヶ崎1687-14
二見中学校	6	760	674-0094	明石市二見町西二見594
教育総務	4	270		
合計	100	27,000		